

第 62 回京都大学 11 月祭全学実行委員会への提案

新歓対策協議会

新歓対策会議への参加に関する提案

〔概要〕

昨今のコロナ情勢の為に 11 月祭自体の実施も危ぶまれている。これは、事務局が未だ十分な新歓を行えておらず人的資源が不足していることや、多くの人が来場する NF において感染症対策を十分に実施できるか大学当局から疑念を持たれかねないためである。

新歓対策会議とは、我々新歓対策協議会が主催する会議で(注 1)、新歓等の課外活動に問題意識を抱えた団体を集め、現在は新歓等の課外活動を再開する際に必要となる感染症対策を定めた参加団体・学生による自主的なガイドラインの作成に向けた検討を進めている。また課外活動再開のために必要な大学当局との協議を行うことも視野に入れて議論している。現時点で 50 以上の団体が参加している。

今後、11 月祭全学実行委員会として、11 月祭での感染症対策について議論を進めていく必要性(注 2)が生じるだろうと考える。そんな中、新歓対策会議に参加することで、①対策の中身についての一定の議論を踏まえることができ、全学実の会議時間を有効活用できる点、②他の団体と協力しながら、ガイドラインに裏付けられた正当性をもって大学当局と交渉しうる点、③新歓の早期実施に向けた運動を支援することが、事務局の体制の早期確立につながる点がメリットとして挙げられる。

そこで、以下のように新歓対策会議への参加を提案する。

〔提案〕

11 月祭全学実行委員会はコロナ問題に対処するために新歓対策会議に参加する。

また新歓対策会議に実際に出席し、全学実行委員会としての利害に関する意見表明をするための小委員会を全学実行委員会の下部組織として設置し、委員を募集する。ただし、新歓対策会議内の意見表明に際しては、委員個人としての意見と全学実としての意見を明確に区別し、後者については今年度全学実の場で為された決定内容を逸脱することのないようにする。

注 1:次回会議にて参加団体有志による『新歓対策会議事務局』を発足させ、以降の主催を事務局とする決議が行われる見込みである。

注 2:11 月祭で感染症対策を行う目的は、純粹に感染拡大を防ぐことと、大学当局や社会に対して十分な説明ができる内実を作ることの 2 点を据えることができるだろう。

〔補足資料〕

＜京都大学新歓対策会議ガイドライン＞（5月3日決議、5月17日付帯決議）

（１）目的

（概要） 新歓等を含む課外活動再開に向けて協議すること

（詳細） 本会議は、京都大学新歓対策協議会が有志を集めて行う会議です。

新型コロナウイルス感染拡大が続くなかで、例年４月ごろに行われていた大規模な新歓活動を行うことが難しい状況にあります。

こうした状況下で京都大学は３月３１日に「課外活動の自粛及び施設使用の一時停止について」という声明を発表し、学内外での課外活動の自粛、学内施設の使用停止、対面での新歓、ビラの配布や設置の禁止などを命じました。

防疫のための緊急性が求められるなか一定理解できる対策ではありますが、課外活動自粛・禁止について、当事者たる学生との交渉が十分におこなわれなままに一方的な通達を実施されたことは、問題であると考えています。

今後コロナ情勢が沈静化し対面授業が再開されても、例年と同様の課外活動の再開ができないままになる可能性も考えられます。

課外活動を安全にかつ確実に再開するためには、大学と学生側の双方で、明確で客観的な合意のもとに対面授業や対面新歓(課外活動)の基準を定める必要があります。対面授業と対面新歓(課外活動)は、同様の時機に再開され、同様の感染症対策の基準の下で実施されるべきであると考え、全団体とそこに所属する全京大生で自主的に対策案を作成し遵守を呼びかけると同時に、大学の関係部署と課外活動再開に向けた協議をすることを目標としています。

このような発想のもと、対面授業の開講とともに対面新歓の再開ができるように取り組んでいきます。

（２）活動内容

- １ オンラインを中心に、オンラインまたはオフラインで会議を行い、構成団体および構成団体以外の学生団体の間で情報交換をすること。
- ２ 感染症拡大防止に配慮した安全な新歓活動を行うため基準を策定すること。また、この基準を参考にし遵守することを各団体に呼びかけること。
- ３ 新歓活動の実施に関して、必要に応じて京都大学当局への働きかけを行うこと。
- ４ その他、（１）に定める目的を達成するために必要な各種の活動を行うこと。

（３）意思決定方法

- １ 会議の参加者は、所属する団体の代表として参加します。
- ２ 発言内容のすべてが団体の総意である必要はありません。会議における発言内容が団体の総意のものである場合は、そのことを明示してください。団体の総意であること

を明示しなければ、発言は個人としての発言として扱われます。

3 会議では、団体間で情報交換をするほか、本会の意思を決定するための議案を作成します。

4 議案については、会議での討論を踏まえて作成した上で、参加者が各団体に持ち帰り、団体として賛成するか否かの意思を形成します。団体として賛成する構成団体が過半数となったとき、当該議案は可決されたものとみなされ、本会の決定された意思となります。

5 会議の開催については、開催の2日前までに各団体に個別に連絡します。ただし、会議が定例化された場合や緊急の場合は、この限りではありません。

6 その他、本会の意思決定は徹底討論と民主主義の原則に基づいて行います。

【付帯決議(5月17日)】

事前検討会を希望者制とし、全参加団体に活発的な議論を促し本会議の時間を短縮するために Slack や事前検討会を活用する。

将来的には積極的に参加するサークルが増えた段階で当番制を目指すことを目標とするものの、現時点では事前検討会は参加を希望するサークルで実施することとする。

また、事前検討会ごとに特に扱われる議題に関係する団体とランダムに10団体に対して協議会から、事務局が設置された後は事務局からオファーを行うこととする。